

桑名市の人事行政の運営等の状況について

「桑名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年条例第41号)の規定に基づき、桑名市職員の給与や部門別職員数などを公表いたします。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

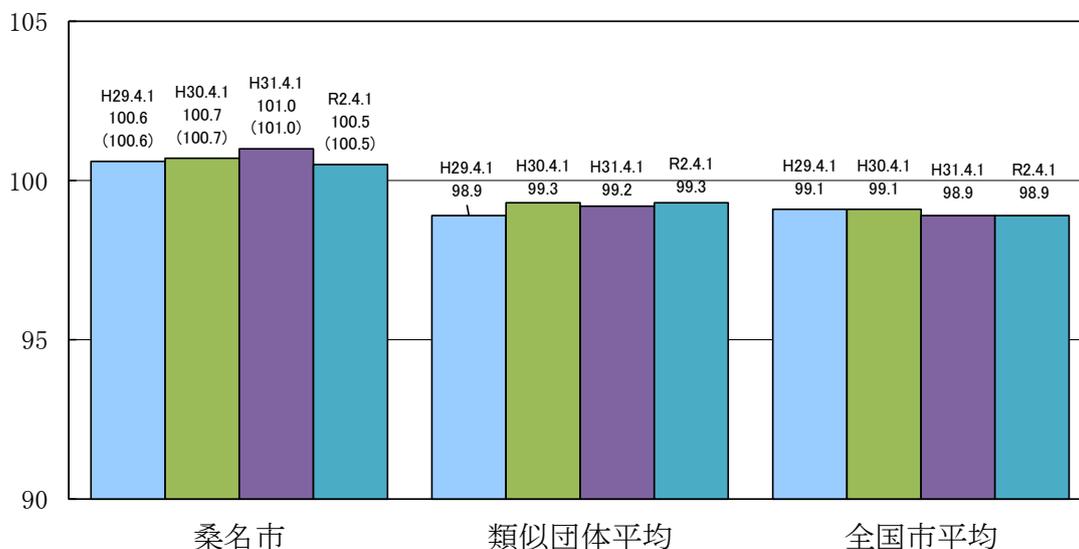
区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人	千円	千円	千円	%	%
	142,019	52,316,909	1,755,858	8,647,291	16.5	17.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費B/A 千円	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
元年度	人	千円	千円	千円	千円		
	1,010	3,975,567	999,427	1,661,500	6,636,494	6,570	6,128

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(令和2年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が上昇している主要因としては、職員構成の変動(階層変動)が考えられる。中でも短大卒や高校卒の職員構成の変動が上昇の主となっている。これは短大卒や高校卒の職員も幹部職員となっていることなどが要因と考えられる。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

実施内容 (平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、桑名市においても6%を支給。
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

(参考)		平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合 4月1日時点		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合
	国基準による 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%
	桑名市の支 給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
桑名市	42.5 歳	321,051 円	407,392 円	366,653 円
三重県	44.2 歳	341,422 円	438,988 円	— 円
国	43.2 歳	327,564 円	— 円	408,868 円
類似団体	42.3 歳	317,872 円	395,560 円	356,666 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
桑名市	54.5 歳	45 人	293,193 円	328,056 円	316,461 円
うち清掃職員	52.4 歳	19 人	313,826 円	365,240 円	343,783 円
うち給食調理員	54.5 歳	13 人	289,223 円	310,169 円	306,576 円
うち用務員	60.6 歳	6 人	234,033 円	249,442 円	248,075 円
三重県	56.8 歳	- 人	392,125 円	449,264 円	— 円
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	— 円	328,862 円
類似団体	52.5 歳	44 人	317,393 円	351,803 円	334,301 円

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桑名市	43.5 歳	380,236 円	426,780 円
三重県	42.2 歳	363,964 円	412,613 円
類似団体	39.6 歳	300,197 円	345,153 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等と除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（2年4月1日現在）

区 分		桑名市	三重県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	189,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	150,600 円	154,900 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
幼稚園教諭職	大学卒	203,800 円	— 円	— 円
	短大卒	179,600 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（2年4月1日現在）

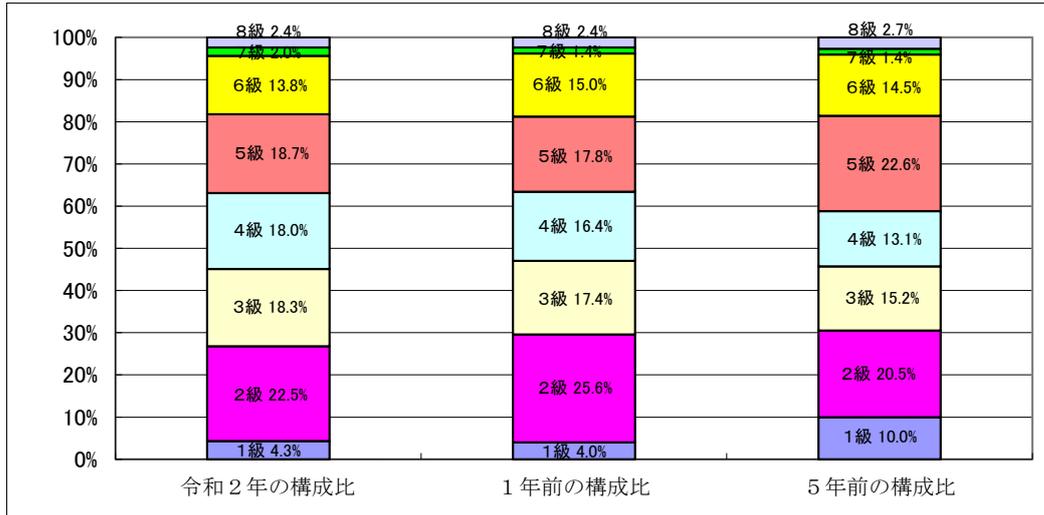
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	278,800 円	373,000 円	385,500 円	410,200 円
	高校卒	266,500 円	327,500 円	362,800 円	381,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	299,000 円	365,900 円	365,200 円
	中学卒	— 円	— 円	328,600 円	367,600 円
幼稚園教諭職	大学卒	283,900 円	371,600 円	— 円	387,400 円
	短大卒	309,300 円	352,000 円	379,000 円	387,400 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

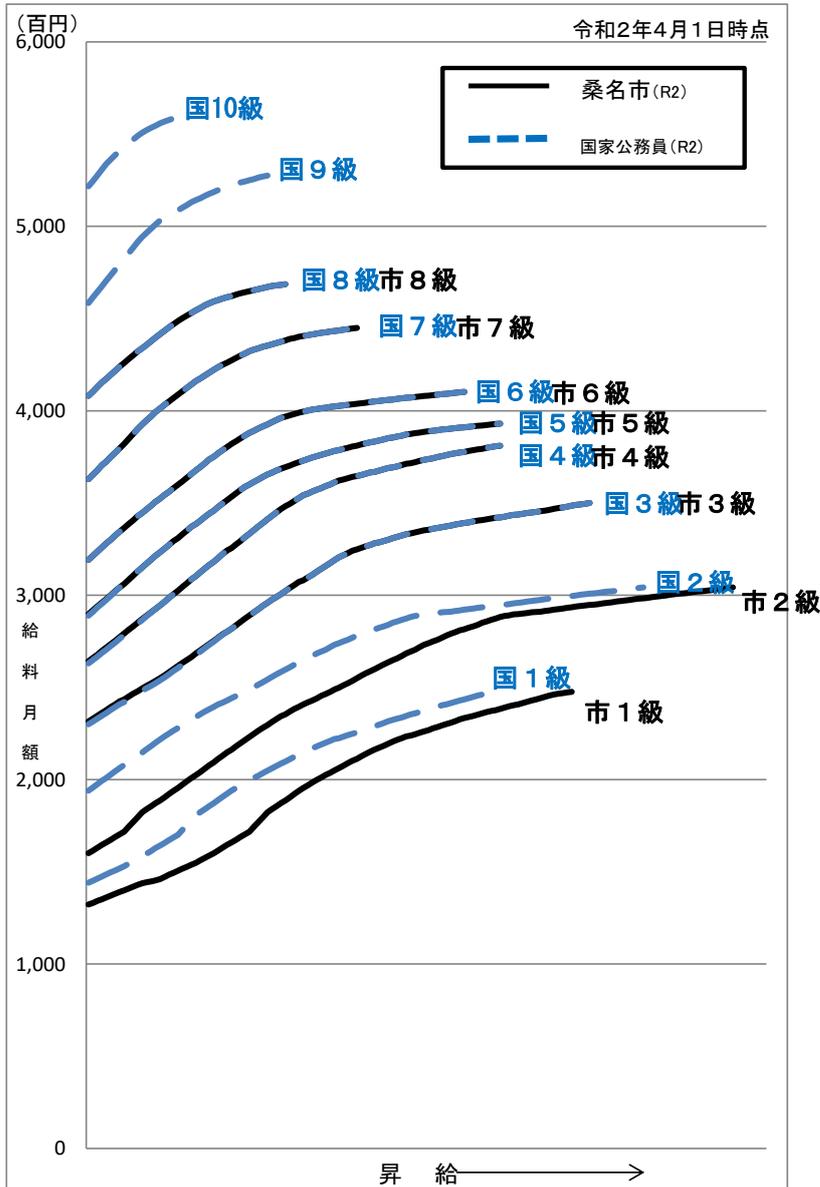
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	22 人	4.3 %	132,300 円	247,600 円
2 級	主事	114 人	22.5 %	160,100 円	304,200 円
3 級	主任、主事	93 人	18.3 %	231,500 円	350,000 円
4 級	主査	91 人	18.0 %	264,200 円	381,000 円
5 級	課長補佐、係長	95 人	18.7 %	289,700 円	393,000 円
6 級	課長、主幹	70 人	13.8 %	319,200 円	410,200 円
7 級	次長	10 人	2.0 %	362,900 円	444,900 円
8 級	部長	12 人	2.4 %	408,100 円	468,600 円

- (注) 1 桑名市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和3年度以降		令和3年度以降	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

桑 名 市	三 重 県	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,537 千円	1人当たり平均支給額(元年度) 1,674 千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況

令和2年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（2年4月1日現在）

桑 名 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	定年前早期退職特例措置(割増率 2~45%) 無し		その他の加算措置 (退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	定年前早期退職特例措置(割増率 2~45%) 無し	
	4,106 千円	20,375 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算-地域手当)		261,258 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		236 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
桑名市	6 %	1,103 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（2年4月1日現在）

支給実績(元年度決算)	20,612 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	67 千円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	27.6 %			
手当の種類(手当数)	5 種			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する支給単価
消防職員の特殊勤務手当	消防本部、消防署(分署)に勤務する職員	消防職員が正規の勤務時間として深夜に勤務した時または、火災等の災害もしくは救急救助のため出勤した時	18,949千円	深夜勤務:5時間以上1回500円 消火作業:1回300円
社会福祉業務従事手当	社会福祉事務所、療育センター職員	庁外における社会福祉業務に関する現業に1日4時間以上従事した時	428千円	社会福祉に関する現業手当:日額200円 療育センターに勤務する職員の手当:日額100円
じんかい処理作業従事手当	清掃センターに勤務するじんかい処理に従事する職員	塵芥処理作業に1日4時間以上従事した時	1172千円	日額800円 動物等死骸処理:1件600円
防疫業務従事手当	環境政策課職員	動植物の防疫作業	61千円	1日:300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	298,061 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	327 千円
支給実績(30年度決算)	283,730 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	304 千円

(注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。
2 公営企業(上下水道)を除く。

(6) その他の手当（2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	・配偶者 ……6,500円 ・子 ……10,000円 ・父母等 ……6,500円 ・16歳から22歳までの子が いる場合 ……5,000円 加算 (配偶者、父母等につ いて、行政職給料表の適用 を受ける職員でその職務の 級が8級であるものにつ いては3,500円)	同		122,593 千円	260,838 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が16,000円を超える ものにつき支給 最高額……28,000円	同		44,424 千円	206,625 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額……55,000 円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対 し通勤距離に応じて ……2,000円～31,600円	同		81,344 千円	88,999 円
管理職手当	管理又は監督の職にある 職員に支給 …最高月額 102,000円	同		86,410 千円	595,937 円

5 特別職の報酬等の状況（2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,028,000 円 ()	(参考)類似団体における最高/最低額 1,073,000 円/ 462,500 円
	副 市 長	781,000 円 ()	881,000 円/ 657,900 円
	議 長	590,000 円 ()	660,000 円/ 452,000 円
報 酬	副 議 長	510,000 円 ()	620,000 円/ 390,000 円
	議 員	460,000 円 ()	590,000 円/ 370,000 円
	市 長	(元年度支給割合)	
期 末 手 当	副 市 長	4.50 月分	
	議 長	(元年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.40 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	退職時給料月額×在職年数×100分の450	18,504,000 円 任期毎
	備 考	退職時給料月額×在職年数×100分の280	8,747,200 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 採用状況（令和2年4月1日現在）

区分	採用人数
一般職	25人
消防職	12人
教育職	0人
医療職	0人
技能職	0人
合計	37人

※職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職予定者数などを考慮して行っています。

また、退職者のゆたかな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。

令和2年4月1日の再任用職員数は、18人です。（表の数には含まれません。）

(2) 職員の退職状況（令和元年度）

区分	定年退職	早期退職	普通退職等	合計
一般職	6人	0人	5人	11人
消防職	9人	1人	0人	10人
教育職	0人	0人	1人	1人
医療職	0人	0人	0人	0人
技能職	4人	1人	1人	6人
合計	19人	2人	7人	28人

※令和元年度の退職者数は表のとおりです。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

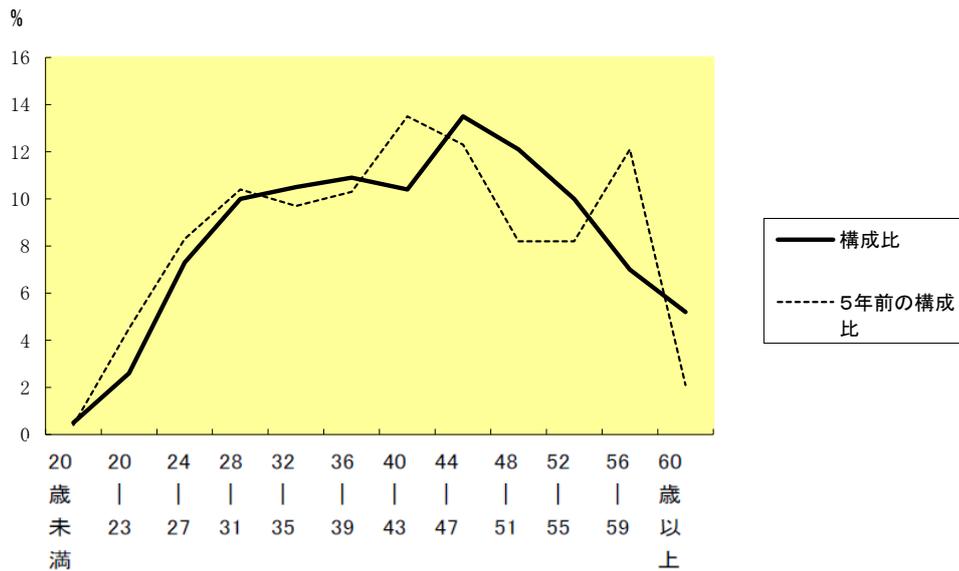
（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成31年	令和2年		
普通会計部門	議 会	9	9	0	人事異動に伴う増 組織改正による増 組織改正による増 組織改正による減 組織改正による増 組織改正による増 組織改正による増 人事異動に伴う減 <参考> 人口1万当たり職員数 43.8 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 48.76 人)
	総 務	178	182	4	
	税 務	35	39	4	
	労 働	0	0	0	
	農林水産	22	24	2	
	商 工	14	12	△2	
	土 木	87	89	2	
	民 生	193	198	5	
	衛 生	71	67	△4	
	計	609	620	11	
	教育部門	152	147	△5	組織改正による減
	消防部門	249	254	5	業務拡充による増
	小 計	1,010	1,021	11	<参考> 人口1万当たり職員数 72.1 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 66.03 人)
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	27	27	0	組織改正による減
	下 水 道	18	19	1	
	そ の 他	37	36	△1	
	小 計	82	82	0	
合 計		1,092	1,103	11	<参考> 人口1万当たり職員数 77.8 人
		[1,383]	[1,383]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況 (2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	6人	29人	81人	110人	116人	120人	115人	149人	133人	110人	77人	57人	1,103人

(5) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	27年	28年	29年	30年	元年	2年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	610	613	613	614	609	620	10	(1.6)
教育	173	165	160	151	152	147	△26	(△15.0)
消防	249	252	250	250	249	254	5	(2.0)
普通会計計	1,032	1,030	1,033	1,015	1,010	1,021	△11	(△1.1)
公営企業等会計計	95	94	91	86	82	82	△13	(△13.7)
総合計	1,127	1,124	1,124	1,101	1,092	1,103	△24	(△2.1)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める職員給与費比率
元年度	千円 2,385,553	千円 316,094	千円 167,947	% 7.0	% 7.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費60,980千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
元年度	人 27	106,893	26,253	46,490	179,636	6,653	6,570

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
桑名市	42.1 歳	353,384 円	577,182 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桑名市(水道事業)		桑名市一般行政職	
1人当たり平均支給額(元年度)	1,722 千円	1人当たり平均支給額(元年度)	1,537 千円
(31年度支給割合)		(31年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（2年4月1日現在）

桑名市(水道事業)			桑名市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無し)	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置 (退職時特別昇給 無し)	同左	
1人当たり平均支給額	千円	23,028 千円	1人当たり平均支給額	4,106 千円	20,375 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)		6,804 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)		252,006 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全職員	6 %	27 人	6 %

エ 特殊勤務手当（2年4月1日現在）

支給実績(元年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0 種

オ 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	8,902 千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	371 千円
支給実績（30年度決算）	6,472 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	223 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶養手当	・配偶者 ……6,500円 ・子 ……10,000円 ・父母等 ……6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 ……5,000円加算 (配偶者、父母等について、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものについては3,500円)	同	—	4,672 千円	274,794 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が16,000円を超えるものにつき支給 最高額……28,000円	同	—	1,551 千円	258,500 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額……55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ……2,000円～31,600円	同	—	2,456 千円	90,972 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 …最高月額 83,600円	同	—	1,839 千円	612,940 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
元年度	4,616,049	464,163	97,394	2.1	2.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費49,072千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
30年度	18	68,588	16,181	29,809	114,578	6,365	6,570

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
桑 名 市	42.4 歳	355,269 円	591,084 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桑名市(下水道事業)		桑名市一般行政職	
1人当たり平均支給額(元年度)		1人当たり平均支給額(元年度)	
1,589 千円		1,537 千円	
(元年度支給割合)		(元年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.90 月分	2.60 月分	1.90 月分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%		役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（2年4月1日現在）

桑名市(下水道事業)			桑名市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	同左	
(退職時特別昇給	無し		(退職時特別昇給	無し	
1人当たり平均支給額	21,353 千円		1人当たり平均支給額	4,106 千円	20,375 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(2年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		4,510 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		237,387 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全職員	6 %	19 人	6 %

エ 特殊勤務手当（2年4月1日現在）

支給実績(元年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0 種

オ 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	5,309 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	379 千円
支給実績(30年度決算)	5,164 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	323 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	・配偶者 ……6,500円 ・子 ……10,000円 ・父母等 ……6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 ……5,000円 加算 (配偶者、父母等について、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものについては3,500円)	同	—	1,502 千円	166,889 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が16,000円を超えるものにつき支給 最高額……28,000円	同	—	954 千円	190,800 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額……55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し 通勤距離に応じて ……2,000円～31,600円	同	—	1,284 千円	80,247 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 …最高月額 83,600円	同	—	2,705 千円	676,305 円

8 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の概要

地方公務員法の一部改正に伴い、平成27年度から全職員を対象に、結果のフィードバックや処遇反映を目指すなどより透明性、納得性を高め、人材育成に資するよう制度改正し試行的に実施をしました。平成28年度からは更に制度を改正し、本格的に実施しています。

評価方法は、職員が職務上発揮した能力（能力評価）及び挙げた業績（業績評価）の2つの要素を把握し評価しています。

(2) 人事評価の実施状況

元年度の実施状況は次のとおりです。

○ 全職員（再任用職員含む。ただし、嘱託職員・非常勤職員・臨時的任用職員を除く）を対象とした評価

- ・ 評価期間 H31.4.1～R2.3.31
- ・ 評価方法
 - ① 能力評価（人事考課の手法による）
 - ② 業績評価（目標管理の手法による）

9 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間

一日の勤務時間数は、8時30分から17時15分までの週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。

市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交代制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇 : 1年(暦年)あたり20日間与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇 : 病気療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。
- ③特別休暇 : 特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇、夏季休暇などです。
- ④介護休暇 : 配偶者等の介護が必要な期間(連続する2週間から、3回以下、かつ通算して6月以内)について取得できます。

10 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

- ①育児休業の取得人数 : 61人 (男性4人、女性57人)
- ②育児短時間の取得人数 : 3人 (男性1人、女性2人)
- ③部分休業の取得人数 : 34人 (男性1人、女性33人)

11 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和元年度)

免職	降任	休職
0人	0人	12人

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。令和元年度の分限処分の状況は表のとおりです。

(2) 懲戒処分の状況(令和元年度)

免職	停職	減給	戒告
0人	1人	0人	0人

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。令和元年度の懲戒処分の状況は表のとおりです。

12 職員の服務の状況

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

1.3 職員の研修の状況(令和元年度)

(1) 研修実施状況

① 独自研修実施状況

	研修名	受講者数	実施日数
基本研修	新規採用職員研修(前期・後期)	16人	10日
	新規採用職員研修(リサイクル施設体験)	7人	2日
	新規採用職員研修(人権研修)	13人	1日
	上級職員研修	19人	2日
	監督者二次研修	22人	1日
	人事評価制度評価者研修(新係長)	25人	1日
特別研修	地方自治制度研修	13人	2日
	行政法研修	13人	2日
	職員力向上研修	40人	1日
	北勢四市合同研修	8人	1日
	プレゼンテーション研修	20人	1日
	交通安全研修	85人	1日
	手話講習研修	15人	6日
	救急救命講習研修	208人	13日
	メンタルヘルス研修	64人	1日
	同和問題職員一次研修	112人	1日
	同和問題職員二次研修	89人	1日
	同和問題職員二次研修(参画型)	15人	1日
	同和問題職員三次研修	244人	1日
	同和問題職員三次研修(参画型)	16人	1日
	同和問題職員三次研修(フィールドワーク)	16人	1日
	人権啓発推進人研修(フィールドワーク)	36人	1日
	人権大学講座卒業生フォローアップ研修	14人	1日
	技能労務職員等研修	16人	1日
	臨時的任用職員研修	62人	1日
	嘱託職員研修	39人	1日
	保育士研修	84人	1日
	公務員倫理研修(全職員)	740人	2日
	公務員倫理研修(管理職)	112人	1日

② 派遣研修実施状況

派遣先	派遣人数
市町村アカデミー	8人
国際文化アカデミー	13人
自治大学校	1人
三重県人権大学講座	3人
三重県市町総合事務組合他	157人

③職場研修実施状況

毎月1回各職場で実施

テーマ・・・人権研修 述べ人数 9,771人
公務員倫理研修 述べ人数 5,581人

④自主研修

自己啓発サポート制度 11名

1.4 職員の福祉及び利益の保護の状況

厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。令和元年度においては、次のような事業を行っています。

(1) 健康管理事業について

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規定に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容	
定期健康診断	職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施することを目的としています。	
特殊健康診断	有害な業務に常時従事する職員に業務上疾病が発生するのを予防することを目的に実施しています。	
その他の健康管理事業	快適な職場環境を実現し職員の安全と健康を確保するため、安全衛生管理事業、メンタルヘルス事業、ストレスチェック等を実施しています。	
健康管理事業の決算額		4,854千円

(2) その他の福利厚生事業について

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

1.5 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、又、処理する事務は、同法第8条第2項において定められています。その主な内容は次の通りです。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する決裁又は決定をすること
- ・職員の苦情を処理すること

(2) 公平委員会の業務の状況(令和元年度実績)

業務の種別	桑名市
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分についての不服申し立て	0
苦情の処理	0